

公益財団法人仙台市市民文化事業団
第27回支援・助成・協力事業

助成事業 募集案内

公益財団法人仙台市市民文化事業団では、仙台市の文化芸術の振興と普及啓発および郷土の歴史継承を推進するため、文化芸術活動の経費の一部を助成します。お問い合わせ、ご相談をお待ちしております。

申請事業の実施時期

2020年4月1日(水)～2021年3月31日(水)

申請の受付

1 期 間 2019年12月16日(月)～22日(日)

2 時 間 9:30～19:00

3 場 所 仙台市市民文化事業団 総務課 企画調整係

〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5
日立システムズホール仙台(仙台市青年文化センター)1F 事務室

4 提出書類 募集案内をよくお読みの上、申請書(様式1～4)に必要事項を記入し、団体名簿(団体からの申請の場合)・参考資料があれば添付してください。申請書は当財団ウェブサイトでもダウンロードが可能です。
※申請書の必要事項は、全て申請書内に簡潔に記入してください(“別紙参照”不可)。

5 提出方法 受付期間内に、主催者(事業について説明のできる方)が、申請書を直接持参してください(郵便及びファクス不可)。受付時には、申請内容についてご説明いただいた後、ヒアリングを行います。
※申請受付後に追加資料の提出、再度ヒアリングをお願いする場合があります。

6 その他 1団体(個人)が申請できる事業の数に制限はありません。

お問い合わせ先

公益財団法人仙台市市民文化事業団 総務課 企画調整係

〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5 日立システムズホール仙台(仙台市青年文化センター)1F 事務室
[電話] 022-727-1875 [ファクス] 022-276-2108 [ウェブサイト] <http://www.bunka.city.sendai.jp/>

1 助成事業の趣旨・目的

- 仙台市における文化芸術の振興と郷土の歴史継承及びその普及・啓発。
- 仙台市の文化芸術団体の振興とその活動の普及。

- ・市民が優れた文化芸術に触れる機会を増やし、その理解や共感を増進させることを通じて、文化芸術の担い手の発掘、次世代の育成、理解者や支援者の拡大をはかり、振興のための基盤を作る。
- ・仙台市に伝わる歴史文化、伝統芸能等を広く市民に知らせ、郷土の歴史を継承する。
- ・新しい団体の育成、団体同士の連携交流の促進、チャレンジの支援、自立の助長を通じて、仙台市の文化芸術活動の拡大と振興をはかる。

2 対象となる事業

「1 助成事業の趣旨・目的」達成に寄与する下記の事業。

1) 実施時期

2020年4月から2021年3月までに実施または開始される事業。

※年度をまたぎ複数年度にわたって実施される事業計画も対象となります。

2) 主催など

仙台市内の団体（個人）が主催し実施する事業、または仙台市外の団体（個人）が主催し、仙台市を会場として行う事業。

※申請は主催者が行ってください。

※仙台市内の団体（個人）の要件は下記により判断します。

団体 下記①～③のいずれかを満たし、かつ仙台市内で活動している場合「仙台市内の団体」とする。

- ①法人の場合…団体の定款に定める、主たる事務所の所在地が仙台市内であること。
- ②個人経営の教室等の場合…税務署に届け出ている事務所の所在地が仙台市内であること。
- ③任意団体の場合…団体構成員の概ね半数以上が仙台市内に住所をおいているか通勤通学していること。

個人 主催者の住所が仙台市内である場合「仙台市内の個人」とする。

3) 事業趣旨・目的など 上記の「1 助成事業の趣旨・目的」の達成に寄与する事業。

4) 形態 公演／展覧会／上映会／講演会・シンポジウム／出版／ワークショップ・セミナー／複合型イベント

5) 主な分野

音楽 クラシック、合唱、吹奏楽、民族音楽、邦楽、現代音楽、ジャズ、ポピュラー

演劇 現代演劇、ミュージカル

舞踊 洋舞、日舞、民族舞踊、コンテンポラリーダンス

美術 絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真、インスタレーション

その他 伝統芸能、文芸、郷土史、映画、生活文化

※上記以外の形態・分野の事業の場合はお問い合わせください。

3 対象とならない事業

- ①文化芸術の振興及び郷土の歴史の継承及びその普及・啓発以外を主な目的とした事業
- ②特定の政治団体、宗教団体、営利団体等の宣伝を目的とした事業
- ③営利を目的とした事業
- ④チャリティーコンサートなど、寄附を集めることを主な目的とした事業
- ⑤学校（小・中・高）内のサークル・部活動の成果発表会
- ⑥カルチャー教室、各種教室の稽古ごと、習いごと等の成果発表会
- ⑦広く一般市民が鑑賞・参加できない事業（特定の会員や団体のみを対象とした事業など）
- ⑧仙台市または仙台市の関係団体から補助金、助成金、負担金などの収入のある事業
※金銭的支援が無い場合も、仙台市または仙台市の関係団体との共催事業は、対象外となる場合があります。

4 助成金要望額について

○助成金は要望額の範囲内となりますが、要望額すべてをみたとはいけません。

○要望額は、収支差額の範囲内かつ助成の対象となる経費（次ページ参照）の2分の1以内で、1事業につき160万円が上限となります。

【第25回・第26回の1事業あたりの実績】 ※第25回・第26回の助成採択事業と助成額を当財団ウェブサイトで公開しています。

平均助成額 約120,000円、中間助成額 70,000円、最多件数助成額 20,000円、最高額 780,000円、最低額 20,000円

※中間助成額…全助成額の中の中央値

5 対象となる経費

準備段階から事業完了までの、下記の経費が対象になります。

区分	内訳
外部*への出演料・出品料	出演者・出品者への出演料・出品料／左記に伴う旅費交通費・宿泊費
外部*への業務委託費	舞台監督料／音響費／照明費／ピアノ調律費／演出料／作曲・作詞・編曲料
制作費	大道具費／小道具費／衣装費／案内状送付料／アルバイト賃金／消耗品費／機材レンタル費／記録費／道具・楽器運搬費／旅費交通費・宿泊費(交渉・打ち合わせ、仙台市外の公演等のため)
広報宣伝費	印刷物デザイン料／印刷費／看板製作費／特設サイト作成費／広告掲載費
会場使用料	公演・展示会場使用料(準備・撤収含む)／付帯設備使用料／稽古場使用料* *主催者等が運営維持している場所を稽古場として使用する場合は、その費用は対象外になります。
その他の経費	音楽著作権使用料／チケット販売手数料

* 外部…主催者・主催団体構成員ではない人物・団体のこと。なお、共催者は主催団体構成員とみなします。

※上記以外の経費でも対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

6 対象外となる経費

下記の経費は、対象外になります。

<ul style="list-style-type: none"> ●主催者・主催団体構成員へ支払われる経費 (出演料、業務委託費など) ●常時必要となる団体運営維持費 (人件費、ウェブサイト作成・運営費、事務所・稽古場維持費など) ●事務機器・備品や機材類の購入にかかる経費 ●楽譜代 ●電話代、ファクス代 ●駐車場代 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費、交際費、接待費 ●賞金、記念品・贈答品代、花束代 ●各個人への支給品(スタッフウェア等)にかかる経費 ●印紙代 ●振込手数料 ●事業終了後にかかる経費(お礼状作成・送付代等) ●申請者宛名入り領収書が取得できない経費
---	--

※上記以外の経費でも対象外となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

7 審査について

申請いただいた事業計画について、外部審査委員が以下の評価項目を基に審査を行い、採択・不採択及び助成額を決定します。

評価項目	内容
評価項目 1 事業の重要性	仙台市及び他地域の文化力向上に貢献すること。 ※特に下記に該当する場合は重点的に評価されます。 <ul style="list-style-type: none"> ○先駆的・実験的な創作活動 ○独自性に富む事業 ○広域からの認知がみこまれ、仙台市の文化発信につながる事業 ○東北地域で活動する団体との連携、交流がある事業
評価項目 2 社会への貢献度	地域の社会的課題解決に貢献すること。 ※特に下記に該当する場合は重点的に評価されます。 <ul style="list-style-type: none"> ○教育・福祉に貢献する事業 ○震災復興に貢献する事業 ○地域の魅力や活力を高める事業
評価項目 3 事業の実現可能性	内容が具体的で、妥当な事業計画であること。 ※特に、事業の開催日時、演目及び出演者は審査の重要項目です。 過去の実績等から判断して実現可能であること。
評価項目 4 助成金の必要性	助成金を必要とする理由が具体的かつ明確であること。 ※特に下記に該当する場合は重点的に評価されます。 <ul style="list-style-type: none"> ○過去の事業実績から内容を充実させたり、規模を拡大するために助成金が必要となる事業

8 審査結果の通知および公表について

- 採択・不採択にかかわらず、申請のあった団体、個人に対し2020年3月末に郵送でお知らせします。提出された申請書、参考資料は返却いたしません。
- 採択された事業については、事業名、主催団体・個人名、助成内定額などをウェブサイトで公表します。

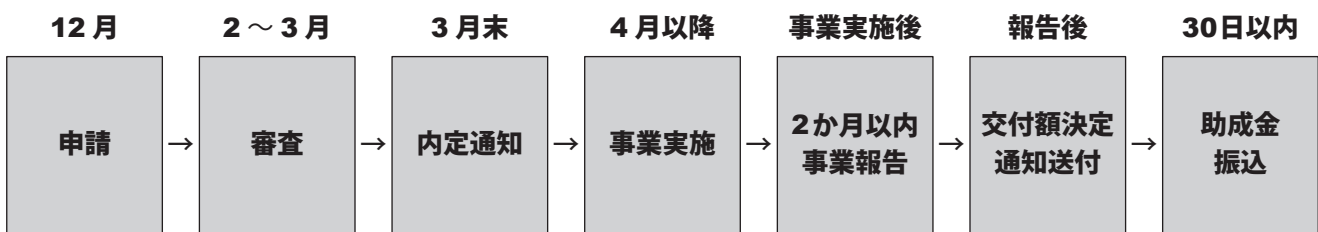
9 事業報告、助成金の支払い

- 助成事業に採択された場合、事業終了後2か月以内に下記書類をご持参のうえ、事業報告を行っていただきます。
 - ・事業報告書 ・収支決算書 ・振込口座届出書
 - ・対象経費分の領収書（写しまたは原本） ※対象経費分…収支決算書の対象経費欄に記載する費用のこと
 - 助成請求額が10万円以上の場合：全ての領収書
 - 助成請求額が10万円未満の場合：助成請求額の2倍以上の領収書（例：助成請求額が3万円の場合、合計6万円以上分の領収書）
 - ・事業の成果が分かるもの（チラシ・プログラム・出版物・記録写真等）
- 助成金は、報告書の審査を経て交付額決定通知を送付した後、30日以内にお支払いします。助成額は事業内容や収支予算等に大きな変更が生じていた場合（特に、申請時から予算規模が縮小した場合や自己負担金を大幅に減額した場合は、助成内定額から減額や取消となる可能性があります。
- 収支決算書作成の際には、助成事業の経理を明確にするため、申請者は他の経理と明確に区分して助成金の会計処理を行ってください。
- 事業実施後2か月を経過しても報告がない場合には辞退とみなし、助成が取消となる場合があります。
- 事業終了前に、助成決定額の2分の1以内の額をお支払いできる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

10 印刷物などへの表示

- ポスター、チラシ等の印刷物やウェブサイトには下記のとおり表記していただきます。
「助成 公益財団法人仙台市市民文化事業団」または「助成（公財）仙台市市民文化事業団」
※印刷物等の作成時期が4月以前の場合はお問い合わせください。

11 申請から決定までのスケジュール



12 次回の募集について

- 次回の当事業の募集予定は以下のとおりです。詳しくはお問い合わせください。
 - 受付期間（予定） 2020年6月16日（火）～6月22日（月） ※土日も受け付けます。
 - 対象事業の実施時期 2020年10月1日（木）から2021年9月30日（木）までに開始される事業

支援事業・協力事業について

- 支援事業（広報支援）
助成事業の採択・不採択にかかわらず、仙台市民の文化情報誌『季刊まちりよく』に事業情報を掲載し、広報支援を行います。希望する場合は、申請書（様式1）右上の欄にチェックしてください。
- 協力事業（チケット斡旋・備品貸出、運営アドバイスなど協力事業）
支援事業・助成事業とは別に、仙台市市民文化事業団友の会へのチケット斡旋、備品貸出、運営アドバイス、施設による協力等の要望があり、そのことが具体的に事業内容の充実に結びつくと考えられる事業の中から優先順位をつけ、協力を行いますので、ご相談ください。